

介護予防通所介護相当サービス 地域密着型通所介護

長崎ケアハートガーデン デイサービス南長崎

事業運営規程

令和7年7月1日

第1条（目的）

本規程は、ケアハートガーデン株式会社が開設する、長崎ケアハートガーデン デイサービス南長崎（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業 地域密着型通所介護事業（以下「事業」という）の運営及び利用について、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、利用者がその居宅において、当該事業所に通い、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1 指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護においては、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 5 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 8 前7項のほか、「長崎市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「長崎市指定予防通所事業者の指定並びに指定予防通所事業の人員、設備及び運営並びに指定予防通所事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第4条（事業の運営）

指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業員によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第5条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 長崎ケアハートガーデン デイサービス南長崎
指定介護予防通所介護相当サービス 地域密着型通所介護事業所
- 2 所在地 長崎市竿浦町754番1号

第6条（従業員の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務、地域密着型通所介護管理者、ミニデイサービス管理者・長崎ケアハートガーデンケアプランセンター職員と兼務、介護職員の兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2 通所介護従業者

(1) 生活相談員 2人(常勤1人、非常勤1人)

生活相談員は、事業所に対する指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護計画(地域密着型通所型サービス個別計画)の作成等を行う。

(2) 介護職員 4人(常勤1人、非常勤3人)

利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

(3) 機能訓練指導員 2人(常勤2人)

日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

(4) 看護職員 2人(常勤1人、非常勤1人)

健康状態の確認及び介護を行う。

第7条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。

※ただし、12月29日から1月3日は年末年始のため休業とするが、利用者からの要望があり、かつ当事業所において人員配置が可能な場合は営業することとする。

2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

3 サービス提供時間 午前9時～午後4時30分まで

第8条(利用定員)

事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

利用定員については以下の通りとし、介護予防通所と一体的に運営する。

月曜・火曜・水曜・木曜・土曜の各曜日が該当 定員18名

第9条(サービスの内容)

指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) グループ活動(介護予防)など

第10条(利用料等)

- 1 指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)」によるものとする。
- 2 指定介護予防通所事業を提供した場合の利用料の額は、「長崎市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領」(以下「算定基準要領」という。)によるものとし、のサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、10キロ未満400円、10キロ以上20キロ未満800円、20キロ以上30キロ未満(当事業所からの片道距離)、片道30キロ以上を要する場所へのサービス実施はお引き受けしません。

- 4 食事の提供に要する費用については、540円を徴収する。
キャンセル料については、発生日時より食材料費相当分の50%または100%になります。
 - ①ご利用の前々日まで(ただし、年始利用予定時は12月28日までに連絡) 無料
 - ②利用日の前日午後6時までに連絡をいただいた場合⇒食材費相当分(一部) 270円を徴収する。
 - ③上記時間以降及び当日にキャンセルの連絡をいただいた場合⇒食材費相当分 540円を徴収する。
- 5 コピー代については、1枚につき10円の負担になります。
- 6 おやつ代 100円/1回を徴収する。(おやつは選択制になります)
- 6 その他、指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものや利用者の選択制により係る費用については実費を徴収する。
- 7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第11条(通常の事業の実施地域)

- 1 通常の指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護事業の実施地域は、長崎市の深堀中学校区域、香焼中学校区、伊王島中学校区及び土井首中学校区、小ヶ倉中学校区、三和中学校区、戸町中学校区とする。

第12条(秘密保持・個人情報の保護)

- 1 事業者や従業者そのほか事業に携わる者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報について、契約中及び契約終了後も第三者に漏らさない。ただし事業者は、あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合に、医療・介護上必要な限度で、利用者の心身の情報等を提供することができるものとする。
- 2 事業者は、事業所の従業者、そのほか事業に携わっていた者が、在職中に知ることができた利用者および利用者の家族の秘密を、退職後も第三者に漏らすことのないよう、従業者より誓約書を提出させるものとする。

第13条(苦情処理)

- 1 事業所は、指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第14条(損害賠償)

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入し、利用契約時に保険内容の説明を行う。

第15条(衛生管理等)

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 必要に応じて保健所の指導・助言を得よう努める。

第16条(サービス利用に当たっての留意事項)

利用者は指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

第17条(緊急時等における対応方法)

- 1 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第18条(非常災害対策)

- 1 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第19条(虐待防止に関する事項)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第20条(身体拘束)

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第21条(業務継続計画の策定等)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条(地域との連携等)

- 1 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 当事業所の運営する指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、利用者、利用者家族、地域住民及び地域包括支援センターの職員に対し、単に運営上の報告を行うだけでなく、事業所が地域との関係を構築していくうえで、利用者が地域に溶け込み、また地域住民が事業所及

び利用者を理解することで、共に暮らせる関係を構築し、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 3 運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者及び地域包括支援センターの職員とする。
- 4 運営推進会議の開催はおおむね6箇月に1回以上とする。
- 5 事業の活動状況を運営推進会議で報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くこととする。
- 6 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

第23条(その他運営に関する留意事項)

- 1 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年6回
- 4 事業所は、適切な指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等のハラスメント行為により業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定介護予防通所介護相当サービス・地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービス提供を完結した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はケアハートガーデン株式会社の担当部門責任者と事業所の管理者との協議に基づき定める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。